

2022
教職課程
の手引き

東京工芸大学

この手引きは、課程登録から免許状申請まで、教職課程を履修する上で必要な事項をまとめたものです。免許状取得時まで大切に保管してください。

授業で使用する場合がありますので、授業担当教員の指示に従い、持参してください。

不明な点がある場合は手引きを参照の上、教職課程担当教員や教務課に問い合わせてください。

目 次

1. 教職課程とは？	1
2. 本学で取得できる教育職員免許状	1
3. 教育職員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数等	2
4. 教職課程の履修に関する注意事項	2
5. 免許状取得に必要な費用	2
6. 教職課程の流れ	3
7. 免許状取得に必要な科目・学外実習等	4
教育の基礎的理解に関する科目等	
教科及び教科の指導法に関する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目	
8. 教職課程科目の卒業要件，CAP制，GPAの取扱い	17
9. 教育実習（学外実習）について	17
10. 教育実習（学外実習）の意義と目的	21
11. 教育実習生の服務	22
12. 学習指導	23
13. 生徒指導	24
14. 介護等体験について（中学校一種免許状取得希望者は必須）	24
15. 「教職実践演習（中・高）」	26
16. 就職情報	26
学習指導要領改善及び必要な方策等について	27
学習指導案の作成参考例	28
東京工芸大学教職課程に関する規程	47
関連法規	51
教員免許更新制度に係る伝達事項	62

1. 教職課程とは?

学校教育法でいう「学校」(小学校, 中学校, 高等学校, 幼稚園の総称)の教員となるためには, 教育職員免許法に定められた教育職員免許状を取得していなければなりません。

この「教育職員免許状」を取得するための課程が“教職課程”です。

教職課程のカリキュラムは「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」「免許法施行規則 66 条の 6 に定める科目」の 3 分野から成り立っています。

教職課程のカリキュラムは, 所属学部, 学科, コースのカリキュラムとは異なるため, 教職課程で取得した単位は, 必ずしも卒業するために必要とされる単位とは一致していません。そのため, 教職課程に登録する学生は, 他の学生よりも多くの単位を修得する必要がある, 留年や単位の取りこぼし等があると, 免許状の取得要件を満たすことが難しくなってしまいます。

また, 教職課程では, “教育とは何か” という命題を探求し, 生徒を理解し, 導き, 次のステップへ送り出すという教育者・専門職としての教員に求められている資質や能力を 4 年間という短い期間で十分に身につけなければなりません。

それだけに, 教職課程に登録する学生は, 覚悟と多くの努力が必要とされます。

本手引きは, 教育職員免許状の取得までの手順や, 諸注意をまとめたものです。原則として, 入学年度の手引きに示されたものが卒業まで適用されますので, よく読んで理解してください。

教職課程で得られる教育職員免許状は, その努力に十分見合う価値のある資格です。あなたが想像している以上に多くのことを学ぶことができるでしょう。教職課程では, これから資格取得をめざすあなたを, 心から応援いたします。

2. 本学で取得できる教育職員免許状

学 部	学 科・コース・専 攻 等	免許教科	免許状の種類
工学部	工学科 総合工学系 機械コース	工 業	高等学校一種
	工学科 総合工学系 電気電子コース	数 学	中学校一種 高等学校一種
	工学科 総合工学系 情報コース	情 報	高等学校一種
	工学科 総合工学系 化学・材料コース	理 科	中学校一種 高等学校一種
	工学科 建築学系 建築コース	工 業	高等学校一種
芸術学部	デザイン学科	美 術	中学校一種 高等学校一種
	インタラクティブメディア学科	情 報	高等学校一種
大学院工学研究科	メディア工学専攻	工 業	高等学校専修
	工業化学専攻	理 科	中学校専修 高等学校専修
	建築学・風工学専攻	工 業	高等学校専修
	電子情報工学専攻	情 報	

3. 教育職員免許状取得の基礎資格及び最低修得単位数等

教育職員は、その資質の保持と向上を図るため、法律によって免許制度が定められています。この法律が、「教育職員免許法」であり、その細部の実施要領を定めたものが、「教育職員免許法施行規則」です。本学での教育職員免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数は、法律に基づき下記のとおりとなっています。

〔教育職員免許状を取得するための基礎資格及び最低修得単位数等〕

		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	中学校・高等 学校教諭専修 免許状
基礎資格（卒業(修了)することによって得られます。）		「学士」の学位 を有すること	「学士」の学位 を有すること	「修士」の学位 を有すること
教育の基礎的 理解に関する 科目等	「教育の基礎的理解に関する科目等」(主として土曜日に厚木キャンパスにて開講)は、全て必修なので、 単位の取りこぼしや履修の登録忘れ などしないように注意してください。	31単位	27単位	—
教科及び教科 の指導法に関 する科目	免許教科ごとに指定された科目群の中から、選択して修得します。 <u>卒業するための必修科目と免許状取得上の必修科目は異なります。</u> <u>免許状取得上の必修科目は、科目名の前に「○」の付されている科目です。</u> 各教科の指導法は、自分が取得する免許種類、免許教科に対応した科目を選択してください。	36単位	32単位	24単位
介護等体験	中学校教諭一種免許状を取得希望の学生は、介護等体験の実施が必要です(授業科目ではありません)。	—	—	—
教育職員免許 法施行規則第 66条の6に定 める科目 [P. 5以降参照]	教育職員免許法施行規則第66条の6に定められている次の4分野です。科目は学科によって異なります。 「日本国憲法」2単位 「体育」2単位 「外国語コミュニケーション」2単位 「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」2単位	8単位	8単位	—
合計		75単位	67単位	24単位

4. 教職課程の履修に関する注意事項

入学時の学科・コースに設置されている教職課程を基本とし、その教職課程で取得可能な教育職員免許状の取得に向けて、履修を行います。転部・転科・コース変更を希望する学生が教職課程を引き続き履修する場合には、あらかじめ教職課程担当教員及び教務課に履修についての相談を受けるようにしてください。

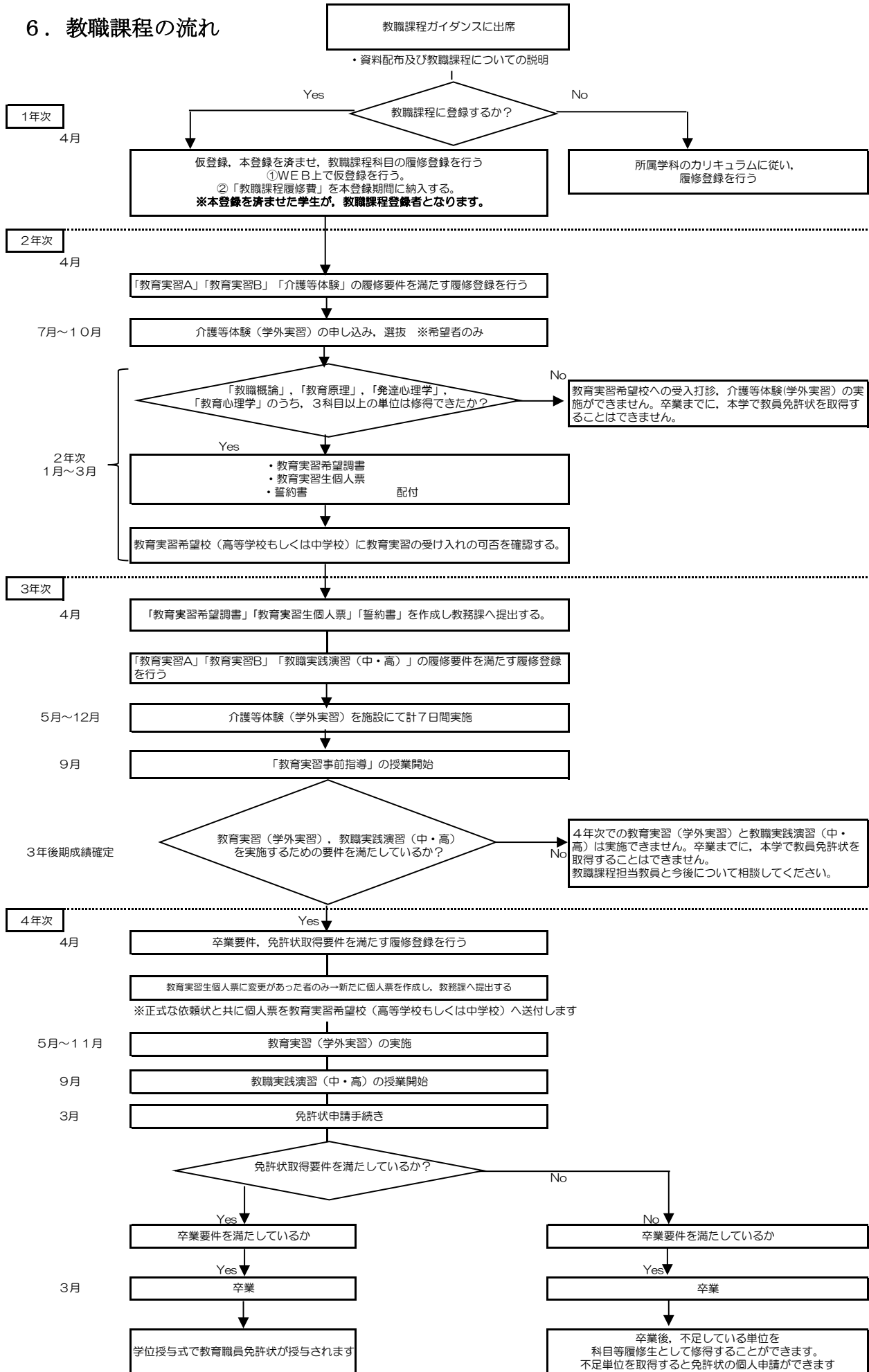
5. 免許状取得等に必要な費用

教職課程では、課程登録から免許状の取得まで以下のような費用がかかります。

※一度納入された諸費用は、返金できません。

内容	納入時期	金額	納入方法
教職課程履修費	1年次	20,000円	教職課程本登録時に証明書発行機で納入。
免許状申請手数料	4年次 2月頃	1免許につき 3,300円	【工学部及び工学研究科】神奈川県教育委員会に免許状交付を申請する際の手数料。 神奈川県収入証紙 をもって納入。
			【芸術学部】東京都教育委員会に免許状交付を申請する際の手数料。 東京工芸大学の証紙 をもって納入。

6. 教職課程の流れ



7. 免許状取得に必要な科目・学外実習等

教育の基礎的理解に関する科目等

(表1) 全学科共通

免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する開設授業科目					チェック欄
科目区分		授業科目	配当学年	本学における 単位数	中学一種免許 必修	高校一種免許 必修	
教育の基礎的理解 に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	教育原理	1年次	2単位	○	○	
	・教職の意義及び教員の役割・職 務内容（チーム学校運営への対応 を含む。）	教職概論	1年次	2単位	○	○	
	・教育に関する社会的、制度的又 は経営的事項（学校と地域との連 携及び学校安全への対応を含 む。）	教育制度・経営論	1年次	2単位	○	○	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発 達及び学習の過程	発達心理学	1年次	2単位	○	○	
		教育心理学	1年次	2単位	○	○	
	・特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	3年次	2単位	○	○	
	・教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを 含む。）	教育課程論	2年次	2単位	○	○	
道徳、総合的な学 習の時間等の指 導法及び生徒指導、 教育相談等に関 する科目	・道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法	3年次	2単位	○		
	・総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学 習の時間の指導法	3年次	2単位	○	○	
			・特別活動の指導法				
	・教育の方法及び技術	教育方法・技術論	1年次	2単位	○	○	
	・情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法						
	・生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論	3年次	2単位	○	○	
	・進路指導及びキャリア教育の理 論及び方法						
・教育相談（カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む。）の理 論及び方法	教育相談	1年次	2単位	○	○		
教育実践に関する 科目	・教育実習	教育実習事前指導	3年次	0単位	○	○	
		教育実習A	4年次	3単位	○	○	
		教育実習B	4年次	2単位	○		
	・教職実践演習	教職実践演習（中・高）	4年次	2単位	○	○	
・介護等体験	（科目ではない学外実習）	3年次			○		

※配当学年で単位を取得するようにしてください。

登録した学校種以外の科目も履修できます。

例：高1種免許（情報）の登録者も、将来、中高1種免許（数学）の取得を目指して、介護等体験や教育実習B、数学科指導法A～D等を履修することができます。

教科及び教科の指導法に関する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目

(表2-1) 工学部 工学科 総合工学系機械コース 高等学校教諭一種免許状【工業】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄	
科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数		
工業の関係科目	24	ロボット製作	2		
		機構学	2		
		メカトロニクス	2		
		機械基礎製図	3		
		機械工作実習	2		
		機械力学	2		
		センサ工学	2		
		シーケンス制御	2		
		機械設計製図	3		
		ロボット実験	2		
		流体力学	2		
		制御工学	2		
		モータ工学	2		
		CAD/CAM	3		
		機械実験	2		
		材料力学	2		
		熱力学	2		
		自動制御	2		
		数値解析	2		
		ロボティクス	2		
三次元CAD	3				
精密機械学	2				
○工業技術概論	2				
職業指導	4	○職業指導A	2		
		○職業指導B	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	○工業科指導法A	2		
		○工業科指導法B	2		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
	体育	2	ウェルネス演習	1	
			フィットネス演習	1	
			スポーツ演習A	1	
			スポーツ演習B	1	
			野外スポーツ	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ	1	
			○英語コミュニケーションⅡ	1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○コンピュータ基礎	1	
			○情報技術入門	1	
プログラミング基礎			1		
情報処理概論			1		

授業科目名の○は、教職課程の必修を示します。

教科及び教科の指導法に関する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目

(表2-2) 工学部 工学科 総合工学系 電気電子コース 中学校教諭一種免許状, 高等学校教諭一種免許状【数学】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄	
科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数		
代数学		工業数学Ⅰ	2		
		線形代数演習	1		
		○線形代数	2		
幾何学		○幾何学A	2		
		幾何学B	2		
		応用数学	2		
		電気電子演習Ⅱ	2		
解析学	28	微分積分学演習	1		
		○微分積分学	2		
		微分積分学応用A	2		
		微分積分学応用B	2		
		解析学A	2		
		解析学B	2		
		工業数学Ⅱ	2		
		総合演習Ⅰ	2		
		総合演習Ⅱ	2		
		「確率論、統計学」		○確率・統計学A	2
確率・統計学B	2				
コンピュータ		○コンピュータ基礎	1		
		○情報技術入門	1		
		プログラミング基礎	1		
		情報処理概論	1		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	高4/中8	○数学科指導法A	2		
		○数学科指導法B	2		
		●数学科指導法C	2		
		●数学科指導法D	2		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
	体育	2	ウェルネス演習	1	
			フィットネス演習	1	
			スポーツ演習A	1	
			スポーツ演習B	1	
			野外スポーツ	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ	1	
			○英語コミュニケーションⅡ	1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○コンピュータ基礎	1	
			○情報技術入門	1	
プログラミング基礎			1		
情報処理概論			1		

※実用数学技能検定の単位認定で取得した単位は教員免許取得に使用できません。

授業科目名の○は、教職課程の必修を示します。（●は中学校一種免許状のみ必修）

教科及び教科の指導法に関する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目

(表2-3) 工学部 工学科 総合工学系 情報コース 高等学校教諭一種免許状【情報】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄	
科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数		
情報社会・情報倫理		○情報倫理	2		
		情報セキュリティ	2		
		知的財産論	2		
コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	28	情報処理概論	1		
		UNIX演習	2		
		情報理論	2		
		○プログラミング基礎	1		
		オブジェクト指向プログラミング	3		
		総合演習 I	2		
		○データベース	2		
		データベース応用	2		
		○情報システム構築	2		
情報通信ネットワーク (実習を含む。)		コンピュータネットワーク	2		
		データ通信	2		
		○ネットワークプランニング	2		
マルチメディア表現・マルチメディア技術 (実習を含む。)		○CG入門	2		
		CAD	2		
		音声メディア処理	2		
		Webプログラミング	2		
情報と職業		○情報と職業	2		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	4	○情報科指導法 A	2		
		○情報科指導法 B	2		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
	体育	2	ウェルネス演習	1	
			フィットネス演習	1	
			スポーツ演習 A	1	
			スポーツ演習 B	1	
			野外スポーツ	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーション I	1	
			○英語コミュニケーション II	1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○コンピュータ基礎	1	
			○情報技術入門	1	
プログラミング基礎			1		
情報処理概論			1		

授業科目名の○は、教職課程の必修を示します。

教科及び教科の指導法に関する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目

(表2-4) 工学部 工学科 総合工学系 化学・材料コース 中学校教諭一種免許状【理科】

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目		チェック欄
科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数		
物理学		○物理学A 1	1		
		○物理学A 2	1		
		○物理学B 1	1		
		○物理学B 2	1		
		物理化学A	2		
		物理化学B	2		
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○物理学実験	2		
化学	28	○化学A 1	1		
		○化学A 2	1		
		○化学B 1	1		
		○化学B 2	1		
		無機化学A	2		
		無機化学B	2		
		配位化学	2		
		有機化学A	2		
		有機化学A 演習	1		
		有機化学B	2		
		有機化学B 演習	1		
		高分子化学	2		
		量子化学	2		
		電気化学	2		
		有機合成化学	2		
		化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○化学実験	2
	応用化学実験Ⅰ		2		
	応用化学実験Ⅲ		2		
生物学		生物化学A	2		
		生物化学B	2		
		生態・生命科学	2		
		生物有機化学	2		
		○生物学A	2		
		○生物学B	2		
		生理学A	2		
		生理学B	2		
		○生物学実験	1		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		○生物学実験	1		
		○地学A	2		
地学		○地学B	2		
地学実験 (コンピュータ活用を含む)		○地学実験	1		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	8	○理科指導法A	2		
		○理科指導法B	2		
		○理科指導法C	2		
		○理科指導法D	2		
教育職員免許法 施行規則第66 条の6に定める 科目	日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
	体育	2	ウェルネス演習	1	
			フィットネス演習	1	
			スポーツ演習A	1	
			スポーツ演習B	1	
			野外スポーツ	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ	1	
			○英語コミュニケーションⅡ	1	
	数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	2	○コンピュータ基礎	1	
			○情報技術入門	1	
プログラミング基礎			1		
情報処理概論			1		

授業科目名の○は、教職課程の必修を示します。

教科及び教科の指導法に関する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目

(表2-5) 工学部 工学科 総合工学系 化学・材料コース 高等学校教諭一種免許状【理科】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄	
科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数		
物理学	28	○物理学A1	1		
		○物理学A2	1		
		○物理学B1	1		
		○物理学B2	1		
		物理化学A	2		
		物理化学B	2		
化学	28	○化学A1	1		
		○化学A2	1		
		○化学B1	1		
		○化学B2	1		
		無機化学A	2		
		無機化学B	2		
		配位化学	2		
		有機化学A	2		
		有機化学A演習	1		
		有機化学B	2		
		有機化学B演習	1		
		高分子化学	2		
		量子化学	2		
		電気化学	2		
		有機合成化学	2		
生物学	28	生物化学A	2		
		生物化学B	2		
		生態・生命科学	2		
		生物有機化学	2		
		○生物学A	2		
		○生物学B	2		
		生理学A	2		
		生理学B	2		
地学	28	○地学A	2		
		○地学B	2		
「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	28	○物理学実験	2		
		○化学実験	2		
		応用化学実験Ⅰ	2		
		応用化学実験Ⅲ	2		
		生物学実験	1		
		地学実験	1		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4	○理科指導法A	2		
		○理科指導法B	2		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
	体育	2	ウェルネス演習	1	
			フィットネス演習	1	
			スポーツ演習A	1	
			スポーツ演習B	1	
			野外スポーツ	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ	1	
			○英語コミュニケーションⅡ	1	
	教理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○コンピュータ基礎	1	
			○情報技術入門	1	
プログラミング基礎			1		
情報処理概論			1		

授業科目名の○は、教職課程の必修を示します。

教科及び教科の指導法に関する科目・免許法施行規則第66条の6に定める科目

(表2-6) 工学部 工学科 建築学系 建築コース 高等学校教諭一種免許状【工業】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄	
科目区分	最低修得 単位数	授業科目	単位数		
工業の関係科目	24	建築構造力学ⅠA	2		
		建築構造力学ⅠB	2		
		建築設計製図Ⅰ	2		
		建築環境学Ⅰ	2		
		建築構造力学Ⅱ	2		
		建築構法Ⅰ	2		
		建築構法Ⅱ	2		
		建築計画Ⅰ	2		
		建築計画Ⅱ	2		
		建築設計製図Ⅱ	2		
		建築設計製図Ⅲ	2		
		建築環境学Ⅱ	2		
		建築環境学Ⅲ	2		
		日本建築史	2		
		建築構造Ⅰ	2		
		建築構造Ⅱ	2		
		建築材料Ⅰ	2		
		建築材料Ⅱ	2		
		設備計画学Ⅰ	2		
		建築環境学実験	1		
		○工業技術概論	2		
職業指導	4	○職業指導A	2		
		○職業指導B	2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	○工業科指導法A	2		
		○工業科指導法B	2		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	○日本国憲法	2	
	体育	2	ウェルネス演習	1	
			フィットネス演習	1	
			スポーツ演習A	1	
			スポーツ演習B	1	
			野外スポーツ	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英語コミュニケーションⅠ	1	
			○英語コミュニケーションⅡ	1	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○コンピュータ基礎	1	
			○情報技術入門	1	
			プログラミング基礎	1	
			情報処理概論	1	

授業科目名の○は、教職課程の必修を示します。

教科及び教科の指導法に関する科目・施行規則第66条の6に定める科目

(表2-7) 芸術学部 デザイン学科 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状【美術】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄	
科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数		
絵画 (映像メディア表現を含む。)	28	○絵画	2		
		静物デッサン	2		
		イラストレーション概論	2		
		○イラストレーション I	2		
		○メディアリテラシー	2		
彫刻		○彫刻	2		
デザイン (映像メディア表現を含む。)		○空間デザイン概論	2		
		デザイン作家論	2		
		空間デザイン計画	2		
		視覚構成原理	2		
		感覚変換表現	2		
		デジタル造形論	2		
		○グラフィックデザイン I	2		
		○映像情報デザイン I	2		
		○空間プロダクトデザイン I	2		
		グラフィックデザイン II A	2		
		グラフィックデザイン II B	2		
工芸 (中学校免許のみ)		●工芸 (中学校免許のみ対象・必修) (高校免許の選択科目にはなりません)	2		
美術理論及び美術史 (鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)		○芸術学A	2		
		芸術学B	2		
	○西洋美術史A	2			
	西洋美術史B	2			
	○日本・東洋美術史A	2			
	日本・東洋美術史B	2			
	美学A	2			
	美学B	2			
	美術史特講A	2			
	メディア芸術学特講	2			
	デザイン史	2			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	高4/中8	○美術科指導法 A	2		
		○美術科指導法 B	2		
		●美術科指導法 C	2		
		●美術科指導法 D	2		
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	○法学 (日本国憲法)	2	
	体育	2	○スポーツ演習 A	1	
			○スポーツ演習 B	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英会話 III A	2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	○情報処理演習	1	
○メディア演習 A			1		

科目名の○は、教職課程の必修を示します。(●は中学校一種免許状のみ必修)

教科及び教科の指導法に関する科目・施行規則第66条の6に定める科目

(表2-8) 芸術学部 インタラクティブメディア学科 高等学校教諭一種免許状【情報】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄	
科目区分	最低修得 単位数	授業科目	単位数		
情報社会及び情報倫理		メディアリテラシー	2		
		メディア技術史	2		
		知的財産法(著作権関連法)	2		
		○メディアと社会	2		
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)		○メディア演習C	1		
		○コンピュータリテラシーA	2		
		○コンピュータリテラシーB	2		
		○メディアプログラミング概論	2		
		メディアプログラミング演習I	2		
		メディアプログラミング演習II	2		
		○システムデザイン	2		
		○メディアアーカイブ論	2		
情報システム(実習を含む。)		○ネットワークコミュニケーション	2		
情報通信ネットワーク (実習を含む。)		○メディア演習B	1		
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	28	インタラクティブメディア基礎演習A	2		
		インタラクティブメディア基礎演習B	2		
		インターフェイス論	2		
		メディアプログラミング特論	4		
		デジタル造形論	2		
		マルチメディア論	2		
		マルチメディアデバイス論	2		
		サウンドデザイン論	2		
		スケーラブルアート論	4		
		CG論I	2		
		CG論II	2		
		Web演習	2		
		インタラクション演習	2		
		○情報と職業	2		
各教科の指導法(情報通信技術 の活用を含む。)	4	○情報科指導法A	2		
		○情報科指導法B	2		
教育職員免許 法施行規則第 66条の6に 定める科目	日本国憲法	2	○法学(日本国憲法)	2	
	体育	2	○スポーツ演習A	1	
			○スポーツ演習B	1	
	外国語コミュニケーション	2	○英会話ⅢA	2	
数理、データ活用 及び人工知能に関 する科目又は情報 機器の操作	2	○メディアプログラミング演習I	2		

授業科目名の○は、教職課程の必修を示します。

教科及び教科の指導法に関する科目

(表 3 - 1) 工学研究科 メディア工学専攻 高等学校教諭専修免許状【工業】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄
科目区分	最低修得 単位数	授業科目	単位数	
工業の関係科目	24	メディア工学特別実験	4	
		メディア工学特別演習Ⅰ	2	
		メディア工学特別演習Ⅱ	2	
		メディア工学特別研究AⅠ	5	
		メディア工学特別研究AⅡ	5	
		CG特論	2	
		感性情報工学特論	2	
		画像情報処理特論	2	
		色彩画像工学特論	2	
		デジタル映像特論	2	
		光システム特論	2	
		光学設計特論	2	
		光エレクトロニクス特論	2	
		画像デバイス特論A	2	
		光電工学特論	2	
		知的財産権特論	2	
色彩工学特論	2			

教科及び教科の指導法に関する科目

(表 3 - 2) 工学研究科 工業化学専攻 高等学校教諭専修免許状【理科】・中学校教諭専修免許状【理科】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄
科目区分	最低修得 単位数	授業科目	単位数	
理科の教科に関する科目	24	工業化学特別実験	4	
		工業化学特別演習Ⅰ	2	
		工業化学特別演習Ⅱ	2	
		無機材料化学特論	2	
		配位化学特論	2	
		電子材料化学	2	
		無機化学特論	2	
		電解合成化学特論	2	
		高分子物性特論	2	
		ソフトマテリアル特論	2	
		先端材料科学	2	
		生物有機化学特論	2	
		生態・生命科学特論	2	
		物性工学特論	2	
		化学論文レビュー特論	2	
サイエンスコミュニケーター養成実践講座	4			

教科及び教科の指導法に関する科目

(表3-3) 工学研究科 建築学・風工学専攻 高等学校教諭専修免許状【工業】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄
科目区分	最低修得 単位数	授業科目	単位数	
工業の関係科目	24	建築振動学特論	2	
		防災工学特論	2	
		建築材料学特論	2	
		R C 構造特論	2	
		木構造特論	2	
		構造解析学特論	2	
		自然災害科学特論	2	
		構法計画特論	2	
		建築構法特論	2	
		建築史特論 I	2	
		建築史特論 II	2	
		建築設計計画特論 I	2	
		建築設計計画特論 II	2	
		建築設計特論 I	2	
		建築設計特論 II	2	
		建築設計特論 III	2	
		建築意匠特論	2	
		伝熱学特論	2	
		風環境計画特論	2	
		空気調和計画特論	2	
		室内空気環境特論	2	
		サステナブル建築特論	2	
		換気・湿気学特論	2	
		都市計画特論	2	
		応用数学特論	2	
		シミュレーション工学特論	2	
		知的財産権特論	2	
		建築学・風工学特別演習 I	2	
建築学・風工学特別演習 II	2			
建築学・風工学特別研究 I	5			
建築学・風工学特別研究 II	5			
建築学・風工学特別実験	4			

教科及び教科の指導法に関する科目

(表3-4) 工学研究科 電子情報工学専攻 高等学校教諭専修免許状【情報】

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		チェック欄
科目区分	最低修得 単位数	授業科目	単位数	
情報の教科に関する科目	24	画像インフォマティクス特論	2	
		情報システム特論	2	
		教育工学特論	2	
		コンピューテーション・インテリジェンス特論	2	
		CG解析特論	2	
		知的財産権特論	2	
		デジタル信号処理特論	2	
		電子回路特論	2	
		現代制御特論	2	
		シミュレーション工学特論	2	
		ロボットビジョン特論	2	
		高周波工学特論	2	
		量子エレクトロニクス特論A	2	
		システム開発管理特論	2	
		ヒューマン情報処理特論	2	
		電子情報工学特別実験 I	2	
		電子情報工学特別実験 II	2	
		電子情報工学特別演習 I	2	
		電子情報工学特別演習 II	2	
電子情報工学特別研究 A I	5			
電子情報工学特別研究 A II	5			

8. 教職課程科目の卒業要件、CAP 制、GPA の取扱い

1) 修得単位の取り扱い

	卒業要件	CAP 制	GPA
工学部	「教育実習事前指導」 「教育実習 A」 「教育実習 B」	「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、算出対象にならない。	全ての科目が算出対象となる。
芸術学部	「教職実践演習（中・高）」 以外は算出対象となる。		

2) 工学部の修得単位について

工学部では、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得単位は、「任意選択」の分類として卒業要件に算入されます。（但し「教育実習事前指導」「教育実習 A」、「教育実習 B」、「教職実践演習（中・高）」を除く）

3) 芸術学部の修得単位について

芸術学部では、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得単位は、「その他」の分類として卒業要件に算入されます。（但し「教育実習事前指導」「教育実習 A」、「教育実習 B」、「教職実践演習（中・高）」を除く）

9. 教育実習(学外実習)について

1) 体験趣旨と内容について

教育実習は、教員の仕事がどのようなものであるかを実際の学校で体験学習するものです。実習校で教科指導・生徒指導を行い、更に様々な学校行事に参加し、教員になるための実践的な知識や技能、態度を養い、学校教育を理解することを目的としています。

[実習時期]

通常は 4 年次の 5 月頃から 11 月頃にかけて行なわれます。（実習校により若干の差があります）

[実習期間]

	中 1 種免	高 1 種免
実習期間	15 日間以上	10 日間以上

中高両方の場合は 15 日間以上

2) 教育実習(学外実習)の履修

免許状の種類によって、履修すべき科目が異なります。教育職員免許法施行規則では、「中学校一種免許状では、「教育実習」の単位は 5 単位、高等学校一種免許状の「教育実習」の単位は 3 単位、教育実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする」と規定されています。

	中 1 種免	高 1 種免
教育実習 A (3 単位)	必修	必修
教育実習 B (2 単位)	必修	選択

高 1 種免の登録者でも将来中 1 種免の取得を考えている場合は、教育実習 B も履修してください。
ただし、教育実習 B を履修するためには、15 日間以上の実習期間が必要です。

3) 「教育実習 A」「教育実習 B」「教育実習事前指導」「教職実践演習（中・高）」の履修条件

修得すべき年次	授業科目	配当学年	単位数	備考
教育実習実施年度 の前々年度までに ※2年次終了時ま でに	「教職概論」	1年次	2単位	左記4科目の中から、 3科目以上の単位を修 得した者のみ、「教育実 習(学外実習)」の打診、 「教育実習事前指導」 の履修ができる。
	「教育原理」	1年次	2単位	
	「発達心理学」	1年次	2単位	
	「教育心理学」	1年次	2単位	
教育実習実施年度 の前年度までに ※3年次終了時ま でに	「教職概論」	1年次	2単位	左記14科目の単位 を修得した者のみ、 「教育実習（学外実 習）」、「教職実践演習 （中・高）」が実施で きる。
	「教育原理」	1年次	2単位	
	「発達心理学」	1年次	2単位	
	「教育心理学」	1年次	2単位	
	「教育制度・経営論」	1年次	2単位	
	「教育課程論」	2年次	2単位	
	「特別活動及び総合的な学習 の時間の指導法」	3年次	2単位	
	「教育方法・技術論」	1年次	2単位	
	「生徒・進路指導論」	3年次	2単位	
	「教育相談」	1年次	2単位	
	「特別支援教育」	3年次	2単位	
	各教科の指導法A	2年次	2単位	
	各教科の指導法B	2年次	2単位	
工学部:日本国憲法	1~4年次	2単位		
芸術学部:法学(日本国憲法)	1年次	2単位		

4) 教育実習(学外実習)及び 教職実践演習（中・高）を履修するためのその他の条件

①学部生の場合

- ・「教育実習事前指導」に合格していること
- ・教育実習校からの受け入れの承諾を得ていること

②院生の場合

- ・本学学部在学中に教職課程の本登録をしたが、一種教育職員免許状の取得要件を満たすことができずに卒業した者で、本大学院に入学し、同免許教科の取得を希望する者
- ・「教育実習事前指導」に合格していること
- ・教育実習校からの受け入れの承諾を得ていること

上記の条件を満たさない学生は、教育実習を実施できません。ただし、引き続き「教育の基礎的理解に関する科目等」を履修することは可能です。（「教育実習事前指導」、「教育実習A」、「教育実習B」、「教職実践演習（中・高）」を除く）

5) 教育実習(学外実習)の手続き(その1)

(手続き時期:2年次1月~4月)

①教育実習生の受入れ確認・提出書類

2年次後期授業終了後から、3年次前期の授業開始までの間に、各自で実習希望校(原則として出身高等学校または中学校)に対し、教育実習の受け入れの可否について確認します。

教育実習生の受入れ確認方法・提出書類等の詳細については、2年生の1月に実施するガイダンスで

説明を行います。

・電話連絡、学校訪問の際には、態度、服装、言葉遣いに十分注意しましょう。

6) 教育実習(学外実習)の手続き(その2) (手続き時期:3年次)

「教育実習事前指導」の履修について

3年次4月に「教育実習事前指導」の履修登録をしてください。

この科目は、これまで修得してきた知識と技能を活用し、実践形式で行なう“模擬授業”や先輩たちの授業風景(映像記録)を教材にした検討会などを通じて、実際の「教育実習」に備えるための準備科目です。また、教員としての資質があるかを見極める適性診断の側面も持つ重要な科目です。ここで“合格”の判定が出なかった場合には、実習校での教育実習(学外実習)が行なえません。

なお、「教育実習事前指導」は、後期開講科目ですが、必ず4月に履修登録を行なってください。履修登録を行なわなかった場合には、教育実習の履修の意思が無いものとして取り扱います。

7) 教育実習(学外実習)の手続き(その3) (手続き時期:4年次)

「教育実習A」、「教育実習B」の提出書類について

「教育実習生個人票」	実習校に提出する書類です。基本的には3年次に提出されたものをコピーして実習校に提出をしますが、記載内容に修正がある場合は、再度黒のボールペンで清書し、教務課へ提出してください。提出時期については教務課から連絡を致します。	提出は、 4年次 4月
健康診断書	4月の学内定期健康診断を必ず受診してください。受診しなかった場合には、一般の医療機関で必要検査項目について、受診することになります。(費用自己負担)。	

教育実習(学外実習)の手続きについて(基本的な流れ)

学年・時期		行事	提出書類 提出先：教務課	備考
2 年 次	1月～	書類配付 「教育実習希望調書」 「教育実習生個人票」 「誓約書」		・2年次後期授業終了後から、3年次前期の授業開始までの間に、実習校へ連絡し、教育実習の受入が可能か確認する。
	3月	成績発表		・「教育実習(学外実習)」の打診、「教育実習事前指導」の履修条件を満たしているか各自確認する。条件が満たせていない場合には、教職課程担当教員に相談すること。
3 年 次	4月	履修登録	「教育実習希望調書」 「教育実習生個人票」 「誓約書」	・実習の受入内諾の可否について、教務課に提出する。 ・受入の内諾が得られなかった場合には、速やかに教職課程担当教員に報告すること。
		実習予定校に依頼状を送付(教務課→教育実習校)		・「教育実習生個人票」(1回目)を送付する。
	3月	成績発表		・「教育実習A」、「教育実習B」の履修条件を満たしているか各自確認する。条件が満たせていない場合には、教職課程担当教員に相談すること。

4 年 次	4月	書類配付 「教育実習生個人票」	「教育実習生個人票」(修正がある学生のみ) 「健康診断書」	・「教育実習 A」、「教育実習 B」の履修条件を満たした学生は、教育実習(学外実習)の正式手続きを行なう。 ※ 必ず4月の学内定期健康診断を受診すること。やむを得ず、受診できなかった場合には、速やかに一般の医療機関で受診すること。
		実習予定校に依頼状を送付(教務課→教育実習校)		・「教育実習生個人票」を送付する。
	5月 ~11月	教育実習(学外実習)		・実習校で10~15日間の実習を行なう。
	7月~	教育実習(学外実習)事後指導と実習報告会		・教育実習(学外実習)終了後、各々が体験したことを基に、報告会を行う。
	9月	免許状申請開始		・教育職員免許状の授与申請手続き開始。
	2月	免許状授与資格確認	免許状申請手数料	工学部及び工学研究科の学生：免許状一括申請手数料(神奈川県収入証紙：1免許につき3,300円)を教務課へ納入。(教務課から神奈川県教育委員会へ提出。) 芸術学部の学生：免許状一括申請手数料(東京工芸大学証紙：1免許につき3,300円)を教務課へ納入。(教務課から東京都教育委員会へ提出)
3月	免許状授与		教育職員免許状授与。(学位授与式にて)	

10. 教育実習(学外実習)の意義と目的

1) 教員養成と教育実習

教職課程では、教員免許状を取得することが最終の目標です。そのための最後の仕上げとして、教育実習があります。教育実習では、「教科指導」と「生徒指導」とについて、実際の中学校・高等学校で現場の先生方の指導のもとに学んでいきます。

①「教科指導」とは、教員として生徒の前で自分の担当する教科を教壇に立って教えることです。教科指導ができること、言い換えると、上手な授業をするためには、当然のことながら自分がその教科の内容を理解している必要があります。自分が理解していないことを、人に教えることはできません。また、自分ではわかっているつもりでも、上手に教えられないことがあります。それは、相手にわかるように伝えることができていないためです。授業では、生徒にわかりやすく教えるために、45分から50分の1コマの授業を3つの部分に分けます。

- ・まず、《導入》を行い、生徒の意識を授業の内容に向けます。多くの場合、日常生活の話題から入っていきます。または、前時の復習によって、動機付けをおこないます。
- ・次に、《展開》で、授業の内容に入ります。ここでは、授業の内容をわかりやすく論理的に生徒に伝えることが求められます。特に、“なぜ?”という疑問に答えることが出来る教え方をする必要があります。「ここは、こういうものだから覚えておくように!」という教え方はできるだけしないようにしなければなりません。
- ・最後に《まとめ》を行いません。この授業で何が理解できたかを生徒に問いかけ、さらに、授業の最初に戻って日常生活の出来事がこの授業の内容を知ることで、より深く理解できるようになったということが提示できれば、良い授業となるでしょう。

②「生徒指導」とは、教員として生徒の生活指導や進路指導などの様々な面について指導することです。教育実習は、10日間～15日間という短い期間ですが、中学校・高等学校生活を送る生徒は様々な問題を抱えていることを垣間見ることができると思います。家族の問題、進路の問題、友人の問題など、思春期を送る生徒たちは様々な葛藤を抱えています。生徒と適切な距離を取りつつ、生徒の抱えている問題を少しでも理解することができればと思います。さらに、指導というとおこがましいものですが、適切なアドバイスが出来れば良いと言えます。緊急対応の場面では別ですが、指導の押し付けにならないように十分に気をつけることを学んでください。

2) 教育実習(学外実習)の目的

教育実習の目的は、これまでに大学で学んできた幅広い教養、教科に関する専門的教養、教職に関する専門的教養等を総合的に用いて、実際の場で学校教育を体験することです。「百聞は一見に如かず」との言葉があるように、これまで学んできたものを学校の現場で実践するととても良い機会です。当然、これまでの知識が全く役に立たないこともあるでしょうが、是非現場で新たに学んでいってください。

教育実習を終えた多くの学生は、「教育実習へ行って、教師になりたいという意欲が強くなった」と言います。そして、多くの学生は、中学校・高等学校の先生方から様々なものを学び、多くの生徒と関わる中で、短い10日間～15日間の教育実習を経て、見違えるように成長して大学に帰ってきます。教員免許取得のための教育実習ですが、自分が大人として一回り大きく成長するためのものでもあります。

3) 教育実習(学外実習)をするための計画

①3年次後期に開講される「教育実習事前指導」を履修します。

この科目は、「教育実習A」、「教育実習B」に単位が含まれた事前指導の科目です。「教育実習事前指導」の単独の単位認定は、ありません。授業内容は、教育実習を行なうに当たっての心構えや教

育実習の意義、授業の模擬実習による指導力のスキルアップを目的としていますが、これらを通じて実際の実習校実習を行なうだけの能力が備わっているかが判断されるのです。

この事前指導で、実習校実習を行なうだけの力が無いと判断された場合には、これ以降の教育実習に関する手続きは一切行なえなくなります。

②「教育実習事前指導」に合格した者は、実習校実習の手続きに入ると同時に、更にレベルアップするために授業の模擬実習を行ないます(4年次前期)。

③実習校において10日間～15日間以上、実習を行ないます。

実習校の所在する都道府県によって多少の差異はありますが、通常5月下旬から11月上旬にかけて実施されます。

④学外実習が終了すると事後指導が始まります。

実習校での実習が終了すると、報告会を兼ねた検討会を行ないます。これまで修得してきた知識や理論、技術を活かした実践をすることができたのか、できなかったのかなどについて検討します。

4) 教育実習(学外実習)への心構え

教育実習生は、何よりもまず、指導教諭に対しては学生であるが、生徒に対しては“教師”であることをよく自覚しなければなりません。つまり、教育実習期間中は正規の教員であろうと教育実習生であろうと、生徒から見れば同じ“教師”であり、生徒へ与える影響は同じなのであります。従って、「教育実習生なんだから、適当にやって、単位さえ貰えればいい」などといういい加減な姿勢は許されません。最善を尽くし、実習に臨まなければなりません。実際に実習期間中は、実習校へ勤務するわけです。しかも、現在の学校は、「いじめ」や「不登校」「暴力」など様々な問題を抱えています。このような状況の中で教育に携わることは、熟練教師であっても容易なことではありません。ましてや、初めて学校現場で教育に関わることになる教育実習生は、十分に自覚を持って最善を尽くすことが求められます。

※ 教育実習期間中に就職活動を行ったり、個人的な理由による欠席は認められません。これらの行為は、施設、学校へ多大な迷惑をかけるだけでなく、本学及び次年度以降に教育実習を予定している後輩達にも迷惑がかかります。このような行為を行なった場合には、教育実習を中止し、教職課程の登録を取り消す場合もあります。

1 1. 教育実習生の服務

1) 教職員の服務に関する法規

- ① 教師は全体の奉仕者であること(憲法第15条、地方公務員法第30条)
- ② 法令及び上司の服務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
- ③ 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- ④ 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- ⑤ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- ⑥ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- ⑦ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- ⑧ 営利事業の従事制限(地方公務員法第38条)
- ⑨ 研究と修養に務める義務(地方公務員特例法第19条)

2) 教員の職務内容

「教諭は、児童(生徒)の教育をつかさどる」(学校教育法第37条の11)

- ① 学校の教育計画の作成(年間計画)

- ② 教科の指導(学習計画)
- ③ 教科以外(道徳・特別活動・部活動 等)の指導(学習指導・学級経営)
- ④ 生活の指導(生徒指導)
- ⑤ 校務分担(学校経営)
- ⑥ 家庭、地域との連携(学校運営)

3) 勤務上の心得

- ① 服装、言葉遣い、態度に留意し、教師としての品位を損なわないようにすること
- ② すべての教職員に対して、礼儀正しく接すること
- ③ 生徒に対して、謙虚に、公平に、親しみを込めて接すること
- ④ 学校の服務規程を遵守すること
- ⑤ 教職員の指示に従うこと
- ⑥ 学校の教育方針を妨げるような言動はしないこと

4) 勤務上の具体的注意

- ① 勤務時間を厳守すること
- ② 出勤後は、速やかに出勤簿へ押印すること
- ③ 病気その他止むを得ない理由で欠勤する時は、指導教諭、学校長に届け出ること
- ④ 止むを得ない理由で早退したり、勤務中外出する時は、指導教諭、学校長に届け出ること
- ⑤ 学校の施設、備品等を使用する時は、指導教諭の許可を得ること
また、使用にあたっては丁寧に扱い、使用後は所定の位置に戻すこと
- ⑥ 様々な事故防止に万全を期すこと
万一、事故が発生した場合は、直ちに指導教諭に連絡し、指示に従って適切な措置をとること
- ⑦ 生徒の前で、学校や教職員の批判をしないこと
- ⑧ 学校内では喫煙はしないこと

1 2. 学習指導

1) 学習指導にあたって

- ① 授業実習に際しては、必ず学習指導案を作成し、前日までに指導教諭の指導を受けること(実習校によって形式が異なりますので、実習校指導教諭の指示に従うこと)
- ② 学習指導案は、一方で出来るだけ綿密に作成し、それに沿って授業を展開すること
他方では、あまり指導案に固執しすぎたは生き活きとした授業にはならないので、生徒の状況や授業の流れによって臨機応変に対応する柔軟性も持たせること
- ③ 生徒全員が、積極的に授業に参加できるよう心掛けること
そのためには、何よりもまず、教材について深く理解しておくこと(十分に教材研究を行なうこと)
- ④ 授業の動機づけ、導入を工夫すること
- ⑤ 生徒の名前を早く覚え、個性を把握し、個性に応じて対応すること
- ⑥ 筆順、仮名遣いは正確に

2) 学習指導案の作成

指導案の作成には、特に定まったものがあるわけではない。しかし、一般的には次のような項目は必要でしょう。

1. 単元(題材・主題)全体の名称
2. 単元(題材・主題)全体の学習計画(ねらい・配当時間数 等)
3. 本時の学習計画
 - ・主題
 - ・ねらい
 - ・導入
 - ・展開
 - ・まとめ

3) 指導案の例

過去に本学の先輩達が作成し、実際に実習校での授業実習で使用した指導案の幾つかを紹介します。
(参考：本冊子「学習指導案の作成参考例」)

1 3. 生徒指導

生徒指導にあたって

- ① 実習校実習では、学習指導だけでなく、生徒指導や学級経営、学校運営等も積極的に学習すること
- ② あらゆる機会に積極的に生徒と接し、一人一人をよく観察し、深く理解すること
- ③ すべての生徒に親愛の心で接し、不公平な扱いをしないこと
- ④ 生徒に対しては、学校や指導教員と同じ方針や態度で臨むこと
- ⑤ 生徒からの相談に対しては、感情的、無責任な発言はせず、重要な相談に関しては指導教員に相談し、指示を仰ぐこと
- ⑥ 生徒との私的な交際はしないこと

1 4. 介護等体験について（中学校一種免許状取得希望者は必須）

1) 体験の趣旨と内容について

小学校または中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするものには、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」(平成 10 年度より施行)によって、特別支援学校及び社会福祉施設において、7 日間の介護等体験を実施することが義務づけられています。介護等体験は、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期し、高齢者や障害者・障害児に対する体験を自らの原体験とし、その経験を教育に活かしていくことが求められています。

そのため、中学校一種免許状の取得希望者は、介護等体験が必要です。これは、養護学校や盲学校などの特別支援学校、そして、老人ホームや介護施設などの社会福祉施設で、7 日間の体験を行なうものです。通常は、特別支援学校で 2 日間、社会福祉施設で 5 日間の計 7 日間となっており、体験の主な内容は、学習指導・生徒指導の他に、いわゆる介護、介助等の体験です。なお、介護等体験には単位は付与されません。

[実習施設]

社会福祉施設および特別支援学校の種類は、以下のとおりです。

1. 社会福祉施設

ア. 児童福祉法に基づく施設

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

イ. 生活保護法に基づく施設

救護施設、更生施設、授産施設

ウ. 社会福祉法に基づく施設

授産施設

エ. 老人福祉法に基づく施設

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

オ. 介護保険法に基づく施設

介護老人保健施設

カ. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に基づく施設

第 11 条第 1 号に規定する施設

キ. 障害者自立支援法に基づく施設

障害者支援施設、地域活動支援センター

ク. その他告示により指定されている施設

2. 特別支援学校

ア. 盲学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部・専門科)

イ. 聾学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部・専門科)

ウ. 養護学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)

① 肢体不自由

② 知的障害

③ 病弱

[実習時期]

3年次

[注意事項]

介護等体験は、実際に施設、学校へ行って体験を行いません。服務規程に従い、指導員の指導・指示を受け行動することになります。個人の勝手な判断により行動することのないよう十分に注意し、施設、学校等で示された注意事項やプライバシーの保護やマナーなどを遵守してください。

また、施設、学校にとっては、受け入れは義務ではなく、あくまでも後進を育てるという好意によって行なわれます。事前の準備と実習に対する十分な心構えをしたうえで、しっかり取り組むことが大切です。実習期間中は、「介護等体験の記録」を必ず持参してください。

※ 介護等体験期間中に就職活動を行ったり、個人的な理由による欠席は認められません。これらの行為は、施設、学校へ多大な迷惑をかけるだけでなく、本学及び次年度以降に「介護等体験」を予定している後輩達にも迷惑がかかります。このような行為を行なった場合には、介護等体験を中止し、教職課程の登録を取り消す場合もあります。

2) 介護等体験の実施条件及び手続きについて

各施設での実習は、3年次に行います。社会福祉施設での体験は社会福祉協議会から、特別支援学校での体験は教育委員会から体験施設の割り当てが行われ、個人ごとの実習場所と期間が指定されます。

① 2年次での手続きと実施条件

2年次終了時までの成績で、以下の科目の単位を修得している者が、介護等体験(学外実習)の実施ができます。また、教職課程担当教員による、課題と面接があります。

課題については2年次の7月頃連絡を致しますので、中学校一種免許状取得希望者は必ず確認してください。

・「介護等体験(学外実習)」の履修条件

修得すべき年次	授業科目	配当学年	単位数	備考
教育実習実施年度の 前々年度までに ※2年次終了時までに	「教職概論」	1年次	2単位	左記4科目の中から、3科目以上の単位を修得した者のみ、介護等体験(学外実習)の実施ができる。
	「教育原理」	1年次	2単位	
	「発達心理学」	1年次	2単位	
	「教育心理学」	1年次	2単位	
上記の条件を満たさない学生は、介護等体験(学外実習)を実施できません。(本学での中学校教員免許状は取得できません。)				

② 3年次での「介護等体験特別講義」の受講について

体験前に「介護等体験特別講義」を受講する必要があります。日程等については履修要項を確認してください。

3) 授業の欠席について

介護等体験にあたって、授業を欠席する必要があるときは、介護等体験届に記入し、教職課程教員及び教務課の確認印を受けた後、授業担当教員に提出してください。

4) 体験の証明書について

実習終了後、施設長又は学校長から「介護等体験証明書」に公印をいただき、本学教務課に原本を提出してください。この証明書は再発行されませんので、紛失等に気を付けてください。

15. 「教職実践演習（中・高）」

1) 授業趣旨と内容について

授業科目「教職実践演習（中・高）」は、1～4年次の間に教職課程で培われた、教員としての資質能力を最終的に確認し、全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置づけられるものです。この科目を通じて、教員になる上での学生一人ひとりの不足している知識や技能等を補い、教員としての最小限必要な資質や能力の全体について、身につけることを目的とします。授業内容は、主にグループ討議、小・中・高等学校での活動などです。

【開講期】4年次後期

2) 履修条件について

・「教職実践演習（中・高）」（必修2単位）の履修条件は本冊子

9.教育実習（学外実習）について 3)「教育実習 A」「教育実習 B」「教育実習事前指導」「教職実践演習（中・高）」の履修条件を参照してください。

・本科目の履修は教育実習終了もしくは実施中の学生に限ります。

16. 就職情報

教員として就職したいと考えている人は、教務課又は教職課程担当教員に相談してください。教員採用試験情報は例年12月～4月に各教育委員会のホームページで公表されます。受付開始は、4月頃が一般的ですので、早めに情報収集して、活動するのがよいでしょう。

また、私立学校には、早めに採用状況を直接問い合わせることを勧めます。

採用に関する資料の有無については、教務課あるいは教職課程担当教員にお尋ねください。

＜学習指導要領改善及び必要な方策等について＞（平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会答申抜粋）

【第 5 章】なにができるようになるか ー育成を目指す資質・能力ー

2. 資質・能力の三つの柱に基づく教育課程の枠組み

- ①「なにを理解しているか、なにができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- ②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

【第 7 章】どのように学ぶかー各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実ー

2. 「主体的・対話的で深い学び」の実現 ー生涯にわたる能動的な（アクティブ）学びー

- ①学ぶことに興味や関心を持ち、・・・見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ②子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

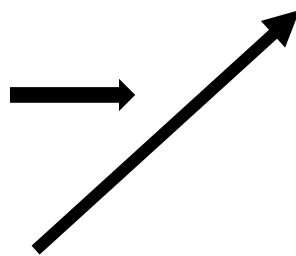
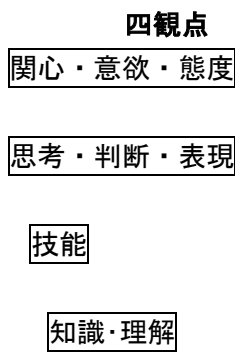
【第 9 章】何が身に付いたか ー学習評価の充実ー

- ① 学習評価については、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形での改善を進める。
- ② 観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取り組みを促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、

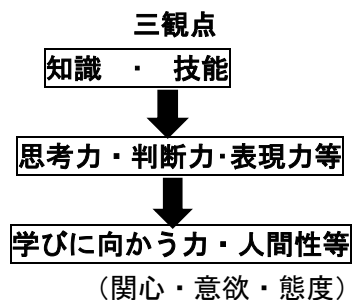
「知識・技能」	:	知識・技能
「思考・判断・表現」	:	思考力・判断力・表現力等
「主体的に学習に取り組む態度」	:	学びに向かう力・人間性等

の 3 観点に整理し、指導要録の様式を改善する。

③ 評価の観点 平成 20 年



平成 30 年



高等学校 工業(建設) 学習指導案 (例)

工業高等学校

授業者

印

- 1 日時 令和 年 月 日 () 校時
- 2 場所 工業高等学校 建設科 3年 組 教室
- 3 生徒 建設科 3年 組 名
- 4 教科 工業科 (科目: 建築施工)
- 5 単元 第9章 建築の業務 「第3節 施工計画と施工管理」
教科書: 実教出版 「建築施工」

6 単元(教材)について

(1) 単元観

建築の企画・設計終了後の業務として、施工者の選定や発注方法、契約等がある。また、工事中の施工管理の流れを把握し、工程計画を立てる上での知識や技術を理解させる。多くの用語や方法の理解が求められるため、図や動画等を用いてわかりやすく理解させる必要がある単元である。

(2) 生徒観

授業中の私語は少なく、真面目に取り組んでいるが、理解度に差がある学級である。意欲的に学ぼうとする生徒が多いので、発言等を求め理解度の確認をする必要がある。また ICT など視覚教材を多用し、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、建築施工に必要な資質・能力を育成することを目指す。

(3) 指導観

契約方式や工程表作成などは建設関係の職種に携わる生徒にとって、必須内容である。また「建築施工管理技士」の資格を受験する上でも重要となるため、知識として定着させるためには ICT の活用、過去問題や類似問題等を行う必要がある。

7 単元の目標

- 建築施工管理技士としての役割や業務内容を理解させ、重要性や関心を持つ。
- 契約書類やネットワーク工程表等の読み方、作成方法を身につけ、現場での業務に役立てる。
- 建築の設計や建築を施工するための方法や内容について概要を把握させ、技術者としての高い倫理観をもって、技術的な課題解決にのぞむ姿勢を身につける。

8 単元の評価規準 (令和 4 年度より実施予定の 3 観点で示す)

評価の観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
評価規準	建築業務に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、現代社会における工業の意識や役割を理解することができる。	建築業務に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、技術者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けることができる。	建築業務に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けることができる。

9 単元指導計画（全10時間）

時間	学習内容	評価規準			評価規準・評価方法
		知	思	主	
3	1節 工事契約	○	○	○	<p>【知】工事契約に関する基礎的・基本的知識を理解し、身に付けた。(プリント、小テスト)</p> <p>【思】工事契約に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、適切に判断することができる。(ノート)</p> <p>【主】工事契約に関する知識や技術について関心を持ち、習得にむけて意欲的に取り組んでいる。(行動観察)</p>
1	2節 現場組織の編成	○			<p>【知】現場組織の編成に関する基礎的・基本的知識を理解し、身に付けた。(プリント、小テスト)</p>
6	3節 施工計画と施工管理	○	○	○	<p>【知】施工計画と施工管理に関する基礎的・基本的知識を理解し、身に付けた。(プリント、小テスト)</p> <p>【思】施工計画と施工管理に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、適切に判断することができる。(ノート)</p> <p>【主】施工計画と施工管理に関する知識や技術について関心を持ち、習得にむけて意欲的に取り組んでいる。(行動観察)</p>

10 本時の展開（7時間目）

(1) 本時の目標

ネットワーク工程表の仕組みを理解し、演習問題が解けるようになる。

(2) 学習の展開

時間	学習活動	指導上の留意点	評価規準（観点）【評価方法】
導入 (5分)	○本時の内容と目標の確認	○授業の見通しを持ち、活動の目的を理解させる。	
展開 (40分)	<p>○ネットワーク工程表に使用する記号の確認</p> <p>○例題を解く (教科書の例題2問)</p> <p>○2級建築施工管理技士の過去問題(プリント)を解く</p>	<p>○3種類の記号の意味と用語を理解させる。</p> <p>○計算方法を一緒に解きながら、生徒に発言による解答をさせる。 (理解度の確認)</p> <p>○生徒の解答進度に合わせて解答時間を設定する。</p> <p>○理解できていない生徒には、前のモニターを使用して一緒に解く。</p> <p>○2、3人のグループを作り、問題作成から解答まで行わせる(理解の深化)。</p>	<p>ネットワーク工程表に関する知識や技術について関心を持ち、習得にむけて意欲的に取り組んでいる。 【主体的に学習に取り組む態度】 (行動観察)</p> <p>ネットワーク工程表に関する基礎的・基本的知識を理解し、身に付けた。【知識・技能】(プリント)</p>
まとめ (5分)	○本時の確認	○用語と記号、計算方法の再確認	ネットワーク工程表に関する基礎的・基本的知識を理解し、身に付けた。【知識・技能】(プリント)

高等学校 数学科学習指導案 (例)

高等学校

授業者

指導教諭

先生

実施日時 年 月 日() 時限
実施場所 教室
実施科目 数学 B
学年・組 第 学年 クラス
使用教科書 改訂版数学 B (数研出版)

1. 単元名

第 1 章 平面上のベクトル

2. 単元の目標

ベクトルの基本的な概念について理解し、その有用性を認識するとともに、事象の考察に活用できるようにする。

3. 単元の評価規準

知識及び技能	思考力,判断力,表現力等	学びに向かう力,人間性等
・ベクトルにおける基本的概念, 原理・法則, 用語・記号を理解し, 基礎的な知識を身につけている。	・ベクトルにおける数学的な見方や考え方を身に付け, 平面図形の性質等を数学的にとらえ, 論理的に考えるとともに思考の過程を振り返り, 多面的・発展的に考えることができる。	・ベクトルについての基本的な概念に関心を持つとともに, 数学的な見方, 考え方を認識し, 平面図形の性質等の考察に活用しようとする。

4. 指導観

(ア) 単元観

本単元では、ベクトルについて理解したうえで、ベクトルの演算を行っていく。

(イ) 生徒観

このクラスの生徒は、第 1 学年の文系希望者を 2 クラスに分けたうちの 1 クラスである。そのため、数学に苦手意識のある生徒が存在する。

(ウ) 指導観

上記の単元観、生徒観を踏まえたうえで、ベクトルや、ベクトルの演算について理解できるように指導していく。

5. 単元の指導計画

時	目標	学習内容・学習活動	評価規準
1	・ベクトルの定義及びその相等を理解する。	・有向線分とベクトル ・ベクトルの相等	・ベクトルについて正しく理解できる。
2	・ベクトルの加法を理解する。	・ベクトルの加法	・2本のベクトルの和を他のベクトルで表現できる。
3	・逆ベクトルと零ベクトルについて理解し、ベクトルの減法を理解する。	・逆ベクトルと零ベクトル ・ベクトルの減法	・2本のベクトルの差を他のベクトルで表現できる。
4 本時	・ベクトルの実数倍について理解し、実数倍したベクトルを有向線分で表すことができる。	・ベクトルの実数倍	・ベクトルの実数倍について理解し、有向線分で表すことができる。

6. 本時の目標

ベクトルの実数倍について理解し、実数倍したベクトルを有向線分で表すことができる。

7. 本時の評価規準

知識及び技能	思考力,判断力,表現力等	学びに向かう力,人間性等
・ベクトルの実数倍について理解し、適切な有向線分を書くことができる。	・ベクトルの実数倍における見方や考え方を身につけ、事象を数学的にとらえ、論理的に考えることができる。	・ベクトルの実数倍について興味、関心をもち、理解するとともに、それらを具体的な事象の考察に活用しようとする。

8. 準備・資料等

本時では、教科書とプリントを利用しながら授業を進めていく。(p.11, 12)

9. 本時の展開

時間	学習内容	指導上の留意点	評価規準(評価方法)
導入 5分	<p>・任意の \vec{a} を示し、\vec{a} を2倍、$\frac{1}{2}$倍、-1倍、-2倍、$-\frac{1}{2}$倍したらどうなるのかを考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $-\vec{a} \leftarrow \text{---} \quad \text{---} \rightarrow \vec{a}$ $-2\vec{a} \leftarrow \text{---} \leftarrow \text{---} \quad \text{---} \rightarrow \text{---} \rightarrow 2\vec{a}$ $-\frac{1}{2}\vec{a} \leftarrow \text{---} \quad \text{---} \rightarrow \frac{1}{2}\vec{a}$ </div>	<p>・示す際に、生徒にどうなると思うか考えさせる。</p> <p>・ベクトルを拡大したり縮小したりすることを伝える。</p>	
展開 40分	<p>・\vec{a}と実数 k に対して、\vec{a}を k 倍した $k\vec{a}$ を定める。</p>	<p>・$k>0$ の時は\vec{a}と同じ方向に大きさを k 倍、$k<0$ の時は\vec{a}の逆方向に k 倍することを伝える。</p>	

	<p>・配布したプリントの問題1を解く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) $2\vec{AO} =$ (2) $\frac{1}{2}\vec{BE} =$ (3) $2\vec{DE} =$ (4) $-2\vec{OE}$</p> </div> <p>・プリントの問題2内分と外分に関する以下のような問題を解く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 線分 AB を 3:2 に内分する点 P があるとき、\vec{AP} を \vec{AB} を使って表せ。 (2) 線分 AB を 7:2 に外分する点 P があるとき、\vec{AP} を \vec{AB} を使って表せ。</p> </div> <p>・解説した後は練習3を解く。(5分程度)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>例3 $3(2\vec{a} + \vec{b}) + 2(-\vec{a} + 4\vec{b})$</p> </div> <p>その後、練習4と問7、練習5を解く。残りの授業時間をすべて与え、終わらなかったところは宿題とする。</p>	<p>・約1分程度時間を与え、生徒に解いてもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒に解かせている間に正六角形を板書する。 ・解説する際は、生徒を指名し答えてもらう。 <p>・今後ベクトルを習っていくうえで、内分外分を使うことを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2分程度時間を与え、生徒に解いてもらう。 ・生徒が解いている間に問題文と線分 AB のみを板書する。 ・解説する際は、点 P がどこになるか等、生徒を指名しながら解説していく。 <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の例2を解説する。 ・文字式の計算と同様な計算ができることを伝える。 ・その後、解説する。 <p>・例3の解説を行い、練習4と問7、練習5を解いてもらう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ベクトルの実数倍がどのようなベクトルになるかを理解できている。 <p>・内分、外分する際の点 P を正しくかくことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実数倍したベクトルを示すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ベクトルの演算が文字式と同様にできる。
<p>まとめ 5分</p>	<p>・板書しながら、本時に学習した内容を振り返る。</p>	<p>・簡単な問題を板書し、生徒に質問しながら振り返っていく。</p>	

情報科 学習指導案(例)

日時
学校名
対象
授業者
会場

1. 単元名

第3節：情報の表現と管理

SNS の利用に関する注意点（利便性と危険性について）

2. 単元の目標

SNS への投稿は、どのような危険や責任が伴うのかを理解し、SNS を利用する際に適切な利用（投稿）を行うことができる。

3. 単元の評価規準

知識・技能	思考力・判断力・表現力	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none">・ SNS を通じた犯罪被害に合わないため、予防措置を行うことができる。→①・ 自身の投稿が法的、倫理的に問題がないか判断することができる。→②・ SNS にて生じる犯罪などの被害や、加害者になる経緯を理解し、説明することができる。→③	<ul style="list-style-type: none">・ SNS の利用に伴う危険性を積極的に考えることができる。→④・ 授業内発言やワークシートにて、意見を発信することができる。→⑤	<ul style="list-style-type: none">・ SNS の利用に伴う危険性と、その対策方法に興味を持つことができる。→⑥

4. 指導観

(1) 単元観

- ・ 現在、インターネットやスマートフォンが広く普及したことにより、SNS などのコミュニティサイトにて、トラブルに巻き込まれる中高生が増加している。については、SNS を利用する際に留意すべきことを学習し、自分自身の身を守れるようにする必要がある。同時に、意図せず加害者にならないことも重要である。
- ・ 今回の単元を理解することは、情報 I の目標として示される「情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。」へと繋がる。

(2) 生徒観

- ・ 現代の高校生は幼少期からインターネットが普及しており、スマートフォンなどの情報機器が非常に身近な存在である。その為、SNS の利用には危険性が伴うことを理解しつつも、「自

分自身は危険性の有無を判断できる」と考え、比較的自由に SNS を利用する傾向がある。しかしながら、SNS などのコミュニティサイトを通じた中高生の犯罪被害件数は年々増加しており、生徒が適切な判断をできているとは言い難い。

(3) 教材観

- ・実際に SNS 絡みで起きた事件等を例に挙げることで、SNS の利用を通じて遭遇する問題が他人事ではないという意識を生徒に持たせることができる。

5. 年間指導計画における位置づけ

本単元にて広い世代が利用する SNS の危険性を理解し、情報Ⅰにおける「情報社会の問題解決」や「情報通信ネットワークとデータの活用」、情報Ⅱにおける「将来の情報技術と情報社会の在り方に関する考察」に関連させる。また既習事項として、インターネットの仕組みが挙げられる。

6. 単元の指導計画

時	目標	学習内容・学習活動	評価規準（評価方法）
1	情報社会における情報の表現について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化とは何か、その利用により何ができるのかを理解する。 ・各メディア（文字や画像など）の特性を理解する。 ・学校紹介を行う際、どのような手法が使えるかをグループで考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の中で情報化の影響を受けて変わったものを知ることができる。 ・各メディアにどのような特性があり、どのような場面で適しているのか理解することができる。 ・学校紹介をどの様に行うか、本時の内容を踏まえて考えることができる。
2	コミュニケーションの形態とその特性について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種コミュニケーションの手法とその特性について理解する。 ・単元1時に行った学校紹介に関する手法を簡単にプレゼン発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各コミュニケーションの手法について理解する。 ・コミュニケーション手法の一つである、プレゼンテーションの具体的な手法について理解する。 ・本時の内容を踏まえてプレゼンを作成することができる。

3 (本時)	SNS の利用に伴う危険性や責任を知り、安全に利用する方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> • ILAS テストを行い、生徒のインターネットの利用に関する評価を客観的に行う。 • SNS に投稿してはいけない内容（個人情報や誹謗中傷など）や利用にまつわる危険性を正しく理解し、必要な対策を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> • ILAS テストに積極的に参加し、自身のインターネットの利用に関する現状を客観的に認識することができる。 • SNS に投稿することの意味を明確に理解し、投稿しても問題がない内容か自身で考え、判断することができる。
4	情報流出とは何か、情報化が進む社会において気を付けることは何かを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> • 情報流出とは何か理解する。 • 情報を保護する方法を理解する。 • プライバシーマークについて理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 情報流出の概要や、どのような被害が生じるのかを理解する。 • 情報を保護（流出、紛失の防止など）する方法を理解し、実践することができる。 • プライバシーマークについて理解することができる。
5	情報を文書であらわす方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> • 情報を発信する方法の一つであるドキュメントについて理解する。 • 文書規格の概念について理解する。 • Markdown 記法を理解し、実際に文書を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> • ドキュメントの有用性について理解する。 • 文書規格とは何か、理解する。 • Markdown 記法を用いて、文書規定に基づいた自己紹介用の文書を作成することができる。
6	コンピュータにおける情報の管理について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> • ディレクトリ構造について理解する。 • メタデータについて理解する。 • Excel にてメタデータ付きの表データを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> • ディレクトリ構造を理解し、実際の PC 上に入れ子状にフォルダを作成することができる。 • メタデータの有用性について理解することができる。 • Excel に表データを作成し、メタデータの有用性について再確認する。

7. 本時

(1) 本時の目標

- ・ SNS などのコミュニティサイトにおいて、どのようなトラブルがあるのかを理解する。
- ・ 理解したトラブルの予防方法を学習し、実践できるようになる。

(2) 本時の内容・展開

時間	学習内容・活動内容	指導上の留意点・配慮事項	評価規準
導入 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 絡みで起きた事件を例示し、SNS の利用には注意が必要であるという意識を持たせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ～事例～ ・ ストーカー被害 ・ 誘拐未遂 ・ 誹謗中傷の逆訴訟 ・ 誤解、喧嘩、暴露 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的にネットを利用しており危機感が麻痺している生徒に、改めて危機感を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の利用には危険性があることを改めて認識し、本時の内容に興味を持つことができる。→⑥
展開 (12分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の定義付け ・ SNS に投稿してはいけない情報は何か、考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> テーマⅠ：個人情報 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報とは何か、定義づけを行う。 ・ SNS において、漏洩しやすい個人情報の形について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS に個人情報を投稿すべきではないことは知っていても、知らぬ間に投稿している場合もあることを伝える。 (例：電車が遅延している、××から帰ると○時頃に家につく、投稿画像の背景)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS に投稿してはいけない内容は何か考え、意見を持つことができる。→④ ・ 自身が SNS に投稿する内容が、個人情報に繋がらないか判断することができる。→①、③
展開 (11分)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> テーマⅡ：誹謗中傷 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS における誹謗中傷について考える。 ・ SNS 上における誹謗中傷に対する法的な見方を説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットにおける匿名性の高さと、それに伴う表現の過激化（誹謗中傷）について、ダレンブラウンの実験を元に見直させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の投稿が他者を傷つけないか、適切に判断することができる。→②
展開 (12分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字での会話の難しさについて考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 絵のイメージを文字のみで提示し、実際に書いてみる。提示者（教員）のイメージと比べ、どの程度差があるか。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先の絵の違いを踏まえつつ、文面で生じる受け取り方の違いを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提示者－生徒間のイメージの違いだけでなく、生徒－生徒間のイメージの違いにも触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字で会話することの難しさを認識し、自身の投稿が誤解を招かないか、客観的に判断することができる。→②

<p>まとめ (5分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今日の授業内容を踏まえ、今後の SNS 利用時に気を付けたいことを感想として書く。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルタトゥーという表現 次回の学習内容を説明し、授業のつながりを持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本日の授業内容を踏まえ、今後の SNS の利用時に自身が注意すべきことを考えることができる。 <p>→⑤</p>
---------------------	---	--	--

※展開の各段階で随時プリントに記入させ、評価に用いる。

高等学校 理科(化学基礎) 学習指導案 (例)

学校名 ○○高等学校

指導者名

科目 理科(化学基礎)

対象学年 普通科1年

使用教科書 化学基礎 (東京書籍)

1. 単元名

第2編 1章 物質と化学反応式

2. 単元の目標

物質と質量や気体の体積との関係、化学反応式における物質の変化とその量的関係について、基本的な概念や原理・法則が理解できる。

3. 単元の評価規準

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
<p>・物質と質量や気体の体積との関係について、化学反応式における物質の変化とその量的関係について観察、実験などを行い基本的な操作を習得するとともに、それらの過程や結果を的確に記録、整理している。</p> <p>・物質と粒子数、質量、気体の体積との関係について、化学反応式は化学反応に関与する物質とその量的関係を表すことについて理解し、知識を身につけている。</p>	<p>・物質と質量や気体の体積との関係、化学反応における物質の変化とその量的関係について考察し、変化を化学反応式に表現できる。</p>	<p>・物質、化学反応式について関心を持ち、意欲的に探求しようとする。</p>

4. 指導観

(1) 単元観

身の回りにある物質は、質量が極めて小さい原子や分子などが数多く集まったものである。本単元では、原子、分子の質量をより簡単に表す方法として

原子量・分子量・式量について学ぶ。粒子の数に基づく量の表し方である物質と質量や気体の体積との関係について理解する。また、化学反応式の計数の比が化学反応における物質の比を表すことを学ぶ。反応に関与する物質や体積の間に成り立つ関係を物質と関連付けて扱い、物質の変化量を化学反応式から求められることをねらいとしている。

(2) 生徒観

生徒の三分の一は文系であり、三分の二は理系である。理系に進んだ生徒のほとんどは、数学や情報の道に進んでいるため理科が得意な生徒が多いとは言い難い。

(3) 指導観

本単元は、物質と粒子数、質量、気体の体積との関係について化学反応式、化学反応に関与する物質とその量的関係についての学習である。今後、化学を学習していくうえで必要な基本的な概念であるため、しっかりと身につけておく必要がある。

5. 単元の指導計画

時数	目標	学習内容・学習活動	評価規準
1 (本時)	相対質量、原子量、分子量、式量について理解し計算方法を身につける。	相対質量、原子量、分子量、式量の定義について学ぶ。また、それらについて理解し計算方法を身につける。	相対質量、原子量、分子量、式量について理解し計算方法を身につけている。
2, 3	物質と粒子数、質量、気体の体積との関係を理解し知識を身につける。	物質と粒子数、質量、気体の体積との関係について学ぶ。	物質と粒子数、質量、気体の体積との関係を理解し知識を身につけている。
4	溶液の調製の仕方を身につける。	水溶液を調整する生徒実験を行う。	実験の計画を立て、正確な実験操作を習得している。
5, 6	化学反応を化学反応式で表す意義を理解する。 化学反応式を正確に	化学反応式の書き方の手順を学ぶ。	化学反応を化学反応式で表す意義を理解する。 化学反応式を正確に

	書き表す。		書き写している。
7, 8	化学反応式は化学反応に関与する物質とその量的関係を表すことについて理解する。	化学反応式は化学反応に関与する物質とその量的関係を表すことについて学ぶ。	化学反応式は化学反応に関与する物質とその量的関係を表すことについて理解している。 化学反応における物質の量的関係を考察している。
9	化学反応の物質とその量的関係について根拠を基に考察して表現する。	化学反応の物質とその量的関係について仮説を立て、検証し、根拠を基に考察する。	化学反応の物質とその量的関係について仮説を立て、検証し、根拠を基に考察し、表現している。

6. 本時の目標

原子の相対質量、原子量、分子量、式量の定義と基本的概念について理解する。また、それぞれの計算方法を身につける。

7. 本時の展開

時間	学習内容	学習活動	指導上の注意	評価規準 (評価方法)
導入 (10分)	相対値について確認する。	・アンパンマンのパンチの威力を例に比を使うことで扱いが容易になることを確認する。	相対値の例として身近なことを例とする。	
展開 (35分)	<p>・原子の相対質量について定義を理解する。</p> <p>・原子量の定義を理解する。</p> <p>・分子量の定義を理解する。</p> <p>・式量の定義を理解する。</p>	<p>・原子の相対質量の基準は何か理解する。</p> <p>・原子の相対質量の求め方を理解する。</p> <p>・練習として金、銀、銅の相対質量を求める。</p> <p>・同位体と存在比について確認する。</p> <p>・原子量の定義を理解する。</p> <p>・原子量の求め方を理解する。</p> <p>・練習として銀、銅の原子量を求める。</p> <p>・分子に含まれる原子の原子量の総和であることを理解する。</p> <p>・分子量の求め方を理解する。</p> <p>・練習として二酸化炭素、硫酸、の分子量を求める。</p> <p>・組成式やイオン式に含まれる原子の原子量の総和であることを理解する。</p> <p>・式量の求め方を理解する。</p> <p>・練習として水酸化ナトリ</p>	<p>・カラーチョークを使い表記を強調する。</p> <p>・例題の基準の理由と炭素の基準の理由を結び付け炭素が基準であることを印象付けさせる。</p> <p>・元素表の各元素の下に原子量がのっていることを伝える。</p> <p>・電子の質量は非常に小さいので無視することを伝える。</p> <p>・すべて相対値なため、単位がないことを伝える。</p>	<p>[学びに向かう力、人間性等]</p> <p>分子量、原子量、式量の定義と基本的概念について関心を持っている。</p> <p>[知識及び技能]</p> <p>原子の相対質量、原子量、分子量について理解し、計算方法を身につけている。</p> <p>[知識及び技能]</p>

	る。	ウム、硝酸銅(II)、アンモニウムイオンの式量を求める。		原子の相対質量、原子量、分子量、式量について理解し、計算方法を身につけている。
まとめ (5分)	学習内容を確認する。	ノート、教科書を見返しながら今日学んだことを復習する。		

美術科 学習指導案

指導者 _____

対象学年：高校1年次 2時限連続(100分) 5回

1. 題材：「心象風景に基づくイメージを膨らませ、独自の絵画世界を構成する。」
2. 技法：銅版画（エッチング）
3. 課題：2課題 ペン画（版画用原画制作を兼ねる）、銅版画
4. 単元目標：
 - (1) 造形的な視点について理解し、意図に応じて表現方法を工夫することができるようにする。
 - (2) 美術の働きについて考え、主題を生成し、創造的に発想・構想ができるようにする。
 - (3) 主体的に創造活動に取り組み、感性を高め、美術文化に親しむようにする。

内容「A 表現」

ア：感じ取ったことや考えたことを基に、主題を生成し創造的な表現の構想を練る。

イ：意図に応じて材料や用具の特性を生かすことができる。

「B 鑑賞」

ア：作者の心情や意図、表現の工夫などについて考え、理解し、見方や感じ方を深める。

イ：各文化との関連を含め、作品を鑑賞することができる。

5. 評価の基準

知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
<ul style="list-style-type: none">・エッチング版画の技法の持つ特徴を把握し、イメージに適した表現技法を選択できている。・形や色彩などの効果を理解し、イメージや作風などで捉えている。	<ul style="list-style-type: none">・想像の世界を広げ、柔軟にイメージした作品の構想を練られている。・作品の表現に工夫をこらし、制作の意図や心情を考え、作品制作についての見方や感じ方を深められている。	<ul style="list-style-type: none">・他者の作品や既存の名作を味わい、自らの表現との違いを感じたり、生かしたりしている。

6. 題材観：版画の技法持つ表現の特徴と、線描による表現を実感するための題材として、銅版画を経験する。

* [創造的な知識・技能に関する共通事項]

：(1) ア 造形の要素の働きー 線描や点描による陰影、強弱の表現

イ 全体のイメージや構成ー 心象風景と画面の構成、印象（例えば、写実的表現、抽象表現、デフォルメ等）

：版画の持つ造形的な特徴や要素を理解し、作風や様式などを捉える。

7. 展開（授業の流れ）

時数	展開	指導項目 及び教材、用具	評価の目安と指導上の留意点
第1回	導入 (30分)	<ul style="list-style-type: none"> ・主題の生成：シュールレアリスムや表現主義等の概説をする。 ・制作手順やスケジュールの確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な表現についての理解を深めていけるように指導する。 ・完成までの大まかな見通しを持たせる。 <p>（知識、創造的な技能、鑑賞の能力）</p>
	構想 (70分)	<ul style="list-style-type: none"> ・作品の構想をまとめ、ワークシート（企画書）を提出。 <p>A4用紙に矩形の枠を作り、下絵、構想を何種類か描く。</p> <p>各の作品の構想を文章で補完してもよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討の際に、発想のきっかけやイメージを文章にすることも有効であることを伝える。 <p>（発想・構想の能力、言語活動の充実）</p>
第2回	制作 (100分)	<ul style="list-style-type: none"> ・銅版画の原画として、ペン画を制作する。 <p>教材：極細ピグメントライナー黒 0,05~0,1mm ケント紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・版画にすることを前提とし、線描、点描を組み合わせ、表現を工夫する。 ・18×24cm（銅板のサイズ）の枠をケント紙にとり、その中に描画する。 ・ビデオ鑑賞により、銅版画制作の流れを理解する。（20分程度） ・ペンによる原画からトレーシングペーパーとカーボン紙を使い、銅板に転写する。 <p>配布教材：トレーシングペーパー、カーボン紙、銅板</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絵の具や鉛筆との表現の違いに気付き、点や線による陰影や空間の表現、ハッチングの工夫をアドバイスする。 ・丁寧な描画を心がけることで、多様なトーンが得られることを理解させる。 ・評価の目安：構成の能力（創造的技能の工夫） <p>・細部にわたる転写は必要がないことを留意</p> <p>※原画の提出：中間評価</p> <p>表現技法と制作の関連の理解（創造的な技能、鑑賞の能力）</p>

第3回	制作 (100分)	<p>《銅版の制作》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転写した原画を手がかりにニードルで描画を開始する。 <p>配布教材：スクレーパー付きニードル</p> <p>試し刷り用紙（キャンソン木炭紙） 本刷り用紙（ハーネミュール紙）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ペン画とニードルでの描画との表現の違いを確かめさせる。
第4回	制作 (100分)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の描画がすんだ段階で、腐食液につける。(10分～15分) ・試し刷りを行い、描画の状態をチェック。 <p>用紙に水分を含ませ、銅版にインクを塗り込み、全体を拭き取った後プレス機で刷る。</p> <p>(拭き取りよう寒冷紗) インクの拭き取りによる刷りの状態を体験、工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原板にさらに手を加え、自分の納得できる表現や表情を追求する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試し刷りは、描画の足りないところの確認を行うとともに、一連の刷りの工程を経験させる。 ・版画用紙の扱いと、汚さないための養成。 ・インクを扱う際の注意事項の確認。 ・プレス機の使用方法的確認とともに、実演。 ・狙いを持った技法の工夫で、表現の多様性が広がるように指導する。 <p>(創造的技能及び鑑賞の能力)</p> <p>評価の目安：乙版の技法の理解と表現の工夫 (創造的な表現と技能の工夫)</p>
第5回	制作 (80分)	<p>《本刷り》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試し刷りの経験を生かした本刷りを行う。 <p>刷りの表現に工夫をした作品2点を提出。</p> <p>《片付け》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用した用具の片付けを学ぶ。 <p>使用後のインク等の扱い方、処理方法。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・制作場所の養成や使用用具の準備、片付けを行うことで、安全面への配慮の重要性について指導する。 <p>(安全面への配慮と学習指導上の注意)</p>

	講評 (20分)	・相互に作品を鑑賞し、互いの構想を理解、表現の工夫の違いに気付く。	評価の目安：互いの作品鑑賞の中で、積極的に意見交換するように指導。 (鑑賞の能力、言語活動の充実)
--	-------------	-----------------------------------	--

*教室備品や使用教材について

<実習室の準備について>40人学級

銅版プレス機：5～6台 銅版ウォーマー 油性インク（ブラック） 寒冷紗 腐食液 その他

<使用教材、配布物>

ケント紙（原画用） エッチングプレート 版画用紙（試し刷り、本刷り用紙） その他

東京工芸大学教職課程に関する規程

(目的)

第1条 この規程は東京工芸大学学則（以下「大学学則」という。）第35条の2及び東京工芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条に基づき教育職員免許状の授与を受ける所要資格を取得するために設置された課程（以下「教職課程」という。）の科目の単位修得方法等について定める。

(教育職員免許状の種類等)

第2条 取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、大学学則第35条の2別表3及び大学院学則第22条別表6に掲げるものとする。ただし、複数の免許教科を設置している学部学科及び大学院専攻においては、登録できる免許教科は1つとする。

2 専修免許状を取得するには、同じ免許教科の一種免許状を取得していなければならない。

(所要資格)

第3条 教育職員免許状の授与を受けるためには、免許状の種類に応じて次表のとおり所要資格を満たしていなければならない。

免許種	本学における最低修得単位数			基礎資格
	教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目等	
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
中学校教諭 一種免許状	28	8	31	学士の学位を有すること
高等学校教諭 一種免許状	28	4	27	学士の学位を有すること
中学校教諭 専修免許状	24	—	—	修士の学位を有すること
高等学校教諭 専修免許状	24	—	—	修士の学位を有すること

2 前項に定めるほか、文部科学省令で定める次表の科目の単位を修得しなければならない。

文部科学省令で定める科目 (教育職員免許法施行規則第66条の6)	日本国憲法	2
	体育	2
	外国語コミュニケーション	2
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2

(教育実習)

第4条 前条第1項に定める教職に関する科目のうち「教育実習A」・「教育実習B」は、事前指導、実習校における教育実習及び事後指導から成るものとする。

2 学部生の実習校における教育実習は、次の各号に定める要件を満たした上で教職課程を指導する教員の許可を得て行うものとする。

- (1) 別表1に定める科目の単位を指定された年次までに修得すること
- (2) 「教育実習事前指導」に合格していること
- (3) 教育実習校からの受け入れの承諾を得ていること

3 大学院生の実習校における教育実習は、次の各号に定める要件を満たした上で大学院指導教員および教職課程を指導する教員の許可を得て行うものとする。

- (1) 当規程第7条の2(2)に該当すること
- (2) 別表1に定める科目の単位を修得していること
- (3) 「教育実習事前指導」に合格していること
- (4) 教育実習校からの受け入れの承諾を得ていること

4 前2項に定める要件を満たさない者については、教職課程を指導する教員との面談の上、実習校における教育実習の可否を決定することがある。

(介護等体験)

第4条の2 中学校教諭普通免許状の授与を受けようとする者に必要である「介護等体験」は、次の各号に定める要件を満たした上で教職課程を指導する教員の許可を得て行うものとする。

- (1) 学部3年次以上に在学している者
- (2) 別表1に定める科目の単位を指定された年次までに修得すること。

2 前項に定める要件を満たさない者については、教職課程を指導する教員との面談の上、施設等における介護等体験の可否を決定することがある。

(教職実践演習(中・高))

第4条の3 第3条第1項に定める教育の基礎的理解に関する科目等である「教職実践演習(中・高)」を履修するには、別表1に定める科目の単位を指定された年次までに修得していなければならない。

(履修開始年次)

第5条 教職課程の履修開始年次は、特別な事情がない限り1年次とする。

(教職課程の登録)

第6条 教職課程を履修しようとする者は、年度始めに行われるガイダンスに出席の上、所定の期間に教職課程登録を行わなければならない。

(教職課程履修費)

第7条 教職課程を履修しようとする者は、同課程履修費として別表2に定める金額を納入しなければならない。

2 既に納入した当該履修費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(大学院生の教職課程履修)

第7条の2 大学院生の教職課程履修は、次の各号の何れかに該当する者が、免許取得に必要な科目の履修計画を検討のうえ、大学院指導教員および教職課程を指導する教員の許可を得て行うものとする。

(1) 本学学部在学中に一種教育職員免許状を取得し卒業した者で、本大学院に入学し、異なる免許教科の一種教育職員免許状の取得を希望する者

(2) 本学学部在学中に教職課程の本登録をしたが、一種教育職員免許状の取得要件を満たすことができずに卒業した者で、本大学院に入学し、同免許教科の取得を希望する者

2 東京工芸大学大学院学則第20条(学部の履修)を準用し、履修させるものとする。

(科目等履修生の教職課程履修)

第7条の3 科目等履修生の教職課程履修は、次の各号の何れかに該当する者が、教職課程を指導する教員の許可を得て行うものとする。

(1) 本学学部在学中に一種教育職員免許状を取得し卒業した者で、異なる免許教科の一種教育職員免許状の取得を希望する者

(2) 本学学部在学中に教職課程の本登録をしたが、一種教育職員免許状の取得要件を満たすことができずに卒業した者で、同免許教科の取得に必要な科目の履修を希望する者(本学学部在学中に教育実習に合格している者に限る)

2 本規程に定めのない事項については、各学部の科目等履修生規程の定めるところによる。

(教育職員免許状授与の申請)

第8条 第3条に定める科目の単位の単位を修得し、教育委員会からの教育職員免許状の授与を受けようとする者は、教務課で所定の申請を行わなければならない。

(教育職員免許状の交付)

第9条 前条により申請を行った者の教育委員会から授与される教育職員免許状は、当該年度の学位授与式に交付する。

(証明書の発行)

第10条 教育職員免許状の授与を受けようとする者が、学力等に関する証明書の発行を請求する場合には、教務課にて所定の手続きを行うものとする。

(教職課程登録の取消し)

第11条 教職課程を履修している者が、学則又はこれに基づいて定められた規則に違反、若しくは学業を怠り、その他本学学生としての本分に反する行為があった場合には、履修中であっても、同課程の登録を取り消すことがある。

(規程の準用)

第12条 教職課程を履修しようとする者に対しては、この規程に定めるもののほか、学則その他学生に適用する諸規程を準用する。

(補則)

第13条 本規程に定めのない事項については、別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長が行なう。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用するものとする。
ただし、第4条の2については、平成21年度入学生にも適用するものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。
平成30年度以前の入学者については、従前の規定の定めるとおりとする。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

別表 1 教育実習（学外実習）、介護等体験（学外実習）の実施及び教育実習事前指導、教職実践演習（中・高）を履修するための要件

修得すべき年次	授業科目	単位数	備考
教育実習実施年度の 前々年度までに	「教職概論」	2	左記 4 科目の中から、3 科目以上の単位を修得した者のみ、「教育実習(学外実習)」の打診、介護等体験（学外実習）の実施、「教育実習事前指導」の履修ができる。
	「教育原理」	2	
	「発達心理学」	2	
	「教育心理学」	2	
教育実習実施年度の 前年度までに	「教職概論」	2	左記 1 4 科目の単位を修得した者のみ、「教育実習（学外実習）」の実施、「教職実践演習（中・高）」の履修ができる。
	「教育原理」	2	
	「発達心理学」	2	
	「教育心理学」	2	
	「教育制度・経営論」	2	
	「教育課程論」	2	
	「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」	2	
	「教育方法・技術論」	2	
	「生徒・進路指導論」	2	
	「教育相談」	2	
	「特別支援教育」	2	
	各教科の指導法 A	2	
	各教科の指導法 B	2	
	第 3 条第 2 項に定める、「日本国憲法」に係る科目	2	

別表 2 教職課程履修費

学部生の教職課程履修費	20,000円
大学院生の教職課程履修費	5,000円
科目等履修生の教職課程履修費	登録料 10,000円（1学期当たり）
	授業料 10,000円（1単位当たり）

関連法規

1. 日本国憲法(抄)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

2. 教育基本法(抄)

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職

- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第7章 財政

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、

その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事

3. 学校教育法(抄)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- ② 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- ④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ⑤ 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ⑥ 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- ⑦ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

- ⑧ 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- ⑨ 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- ⑩ 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- ⑪ 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ⑫ 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ⑬ 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ⑭ 事務職員は、事務をつかさどる。
- ⑮ 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ⑯ 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑰ 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- ⑱ 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- ⑲ 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六

条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

4. 教育職員免許法(抄)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「教育職員」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(第三項において「第一条学校」という。))並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。))をいう。以下同じ。)の主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師(以下「教員」という。)をいう。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあ

つてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

3 この法律において「所轄庁」とは、大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。))が設置する学校をいう。以下同じ。)又は公立学校(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下単に「公立大学法人」という。))を含む。))が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校(第一条学校に限る。)の教員にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校(幼保連携型認定こども園に限る。)の教員にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。))以外の者が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員にあつては都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「指定都市等」という。))の区域内の幼保連携型認定こども園の教員にあつては、当該指定都市等の長)をいう。

(免許)

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

第二章 免許状

(種類)

第四条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

2 普通免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状、養護教諭の免許状及び栄養教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分する。

3 特別免許状は、学校(幼稚園、義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校(義務教育学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園を除く。)の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。

一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）及び宗教

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

3 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、第一項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

4 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があ

ると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

（証明書の発行）

第七条 大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め（第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

（効力）

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。

5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

（有効期間の更新及び延長）

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

- 2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
 - 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。
 - 4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。
 - 5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。
 - 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。
(免許状更新講習)
- 第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。
- 一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程(その一部として行われるものを含む。)であること。
 - 二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者
 - ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者
 - 三 講習の課程の修了の認定(課程の一部の履修の認定を含む。)が適切に実施されるものであること。
 - 四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。
- 2 前項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。)の時間は、三十時間以上とする。
 - 3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。
 - 一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

- 二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなっている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者
- 4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項に規定する指導改善研修(以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。
- 5 前項に規定する者の任命権者(免許管理者を除く。)は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構(第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。)に行わせるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第三章 免許状の失効及び取上げ

(失効)

- 第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。
- 一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。
 - 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
 - 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。
(取上げ)
- 第十一条 国立学校、公立学校(公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。)又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
- 2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
 - 一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
 - 二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相

当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

- 3 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4 前三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

5 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

別表第1(第5条、第5条の2の関係)【抜粋版】

第1欄		第2欄	第3欄	
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
備考				
<p>一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める(別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。)</p> <p>一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない(別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。)</p> <p>二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)</p> <p>二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の場合においても同様とする。)</p> <p>二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)</p> <p>三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。</p> <p>四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)</p> <p>五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)</p> <p>イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの</p> <p>ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの</p> <p>六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。</p> <p>七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)</p> <p>八 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。</p>				

5. 教育職員免許法施行規則(抄)

第1章 単位の修得方法等

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第4条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状
最低修得単位数	第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		
	第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10 (6)	10 (6)
		道徳の理論及び指導法		
		総合的な学習の時間の指導法		
特別活動の指導法				
教育の方法及び技術				
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
生徒指導の理論及び方法				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第5欄 教育実践に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5 (3)	5 (3)	
	教育実習			
第6欄 大学が独自に設定する科目	教職実践演習	2	2	
		28	4	

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

(略)

ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータニ 理科 物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）

(略)

ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）

(略)

二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

四 第一号中「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたって行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。

ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを

含む。) 、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする(次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。)

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。)の教育を中心とするものとする。

八～九 (略)

第5条 免許状別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	教科及び教職に関する科目	左項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	24	24	
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教科に関する専門的事項	10 (4)	10 (4)
			各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		
			教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	8 (5)	8 (5)
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		
			総合的な学習の時間の指導法		
特別活動の指導法					
教育の方法及び技術					
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
第5欄	教育実践に関する科目	生徒指導の理論及び方法	3 (2)	3 (2)	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
第6欄	大学が独自に設定する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	36	12	
		教育実習			
		教職実践演習			

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

(略)

ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」

(略)

ト 美術 絵画(映像メディア表現を含む。)、彫刻、デザイン(映像メディア表現を含む。)、美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)

(略)

カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理(実習を含む。)、情報システム(実習を含む。)、情報通信ネットワーク(実習を含む。)、マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)、情報と職業

(略)

タ 工業 工業の関係科目、職業指導

(略)

二 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の

理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。

四～六 (略)

七 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができ

第66条の6 免許法別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位 又は情報機器の操作2単位とする。

6. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(抄)

(介護等の体験の期間)

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校(これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十六条、第五十六条の二(これらの規定を第七十九条、第七十九条の六又は第八八条第一項において準用する場合を含む。)、第八十六条(第八八条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。)を行う施設

三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設

四 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設又は授産施設

五 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する授産施設

六 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業(老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。)を行う施設

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設

八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス(通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。)若しくは地域密着型サービス(複合型サービスに限る。)を行う施設

九 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設

十一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)に規定する国立ハンセン病療養所等

十二 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成二十八年法律第百五号)に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設

十三 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設

(介護等の体験を免除する者)

第三条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。

一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第百三十三号)第七条の規定により保健師の免許を受けている者

二 保健師助産師看護師法第七条の規定により助産師の免許を受けている者

三 保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている者

四 保健師助産師看護師法第八条の規定により准看護師の免許を受けている者

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第一項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者

六 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者

七 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者

八 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者

九 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者

十 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

2 特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が一級から六級である者として記載されている者とする。

（介護等の体験に関する証明書）

第四条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第一項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。

3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

教員免許更新制度に係る伝達事項

以下は 2021 年度に実施されている「教員免許更新制度」についての内容です。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、教員免許更新制の発展的解消の検討を予定しています。

皆さんが卒業後、教職に就く際は別の制度が導入されている場合がありますので、各自最新の情報を確認するようにしてください。

(参考)

○制度の基礎的な理解

・現行の教員免許制度は、平成 21 年 4 月より、一定の有効期限を付し、その時々で求められる必要な資質・能力が確実に保持されるよう、必要な刷新を行う仕組みとして導入された制度である。：教育職員免許法

<免許状更新講習>

(1) 必修領域 ……全ての受講者が受講する領域 : 16 時間以上

(2) 選択必修領域 ……受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教員職員としての経験に応じ、選択して受講する領域 : 6 時間以上

(3) 選択領域 ……受講者が任意に選択して受講する領域 : 18 時間以上

受講時間合計 : 30 時間以上

○二つ以上の免許状を有する場合、その最も遅い日が有効期限の満了日となる。

○有効期限の満了日以前 2 年 2 ヶ月の間に免許更新講習を受講・終了し、申請期限までに、免許管理者に対し、有効期限更新の申請を行う。

◎有効期限 : 10 年

*更新申請事務手続き : 失効期限の 2 ヶ月前に手続きを完了すること。

○免許状更新講習受講の申請は、講習を開設している各大学等に対して、各自で行う。

○講習の課程が修了したら、各自が修了証明書又は合算して 30 時間以上となる履修証明書を添付して、免許管理者(勤務する学校が所在する都道府県教育委員会(現職教員の場合)又は住所地の都道府県教育委員会(現職教員でない場合))に有効期間の更新又は更新講習修了確認のための申請を行う。

●現職者は未受講のまま修了確認期限を過ぎた場合、その免許は失効となる。

*失効した場合、30 時間分の更新講習受講終了後に免許申請手続きを行えば、新たな有効期間が付された免許状の授与を受けることができる。

